

## 木材保存剤等認定規程

### (目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本木材保存協会（以下、「本協会」という。）が行う木材保存剤、保存剤処理木材、保存剤処理非木質系製品、保存剤無処理木材及び保存剤無処理非木質系製品（以下「木材保存剤等」という。）の認定に関し必要な事項を定めることにより、消費者に効力及び安全性に優れた木材保存剤等の供給に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「木材保存剤」とは、防腐剤、防虫剤、防蟻剤、防かび剤、防火剤等であって、木材の耐久性の向上を図るために使用される薬剤をいう。

2. この規程において「保存剤処理木材」とは、木材（木質材料を含む。以下同じ。）の腐朽、虫害、変色等による劣化の防止のために木材保存剤を用いて処理された木材をいう。

3. この規程において「保存剤処理非木質系製品」とは、木材の腐朽、虫害、変色等による劣化の防止を目的として、木材保存剤を用いて処理された木材以外の製品をいう。

4. 本規程において「保存剤無処理木材」及び「保存剤無処理非木質系製品」とは、第2項及び第3項に定める「保存剤処理木材」及び「保存剤処理非木質系製品」相当の性能を有するもので、木材保存剤で処理されていない木材製品及び非木質系製品をいう。

### (製品の認定)

第3条 本規定により認定を受けようとする者は、使用者等への使用方法の指導、生産・品質管理、コンプライアンスへの取組み等を充分に行っている者で、この資質を有すると本会の会長（以下「会長」という。）が認めた者とする。

2. 本規程により認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した認定登録申請書（別紙様式1）を会長に提出するものとする。

尚、本項の規定は、木材保存剤等審査事務局（以下「審査事務局」という）を通じて行う事とする。

(1) 会社の名称及び代表者の氏名

(2) 本社所在地

(3) 木材保存剤等の製造または、販売業とする定款又は登記事項証明書

(4) 認定を受けようとする木材保存剤等の品目、用途及び性能項目名

(5) 認定を受けようとする木材保存剤等の品名

(6) 製造等工場の名称、所在地

3. 前項の申請書には、次に掲げる資料を添付するほか、見本等の提出要求がある場合は応じるものとする。

(1) 木材保存剤は、その製品を構成する主成分及び副成分（溶剤を含む。）の名称とその配合比、並びに製品及び有効成分等の物理的、化学的特性等。

(2) 保存剤処理木材、保存剤処理非木質系製品、保存剤無処理木材又は保存剤無処理非木質系製品については、その製品の材料、材質、組立の構成等。

(3) 規制法規上の位置付け、登録等

- (4) 安全性に関する説明書
- (5) 使用方法に関する説明書
- (6) 性能試験成績書（別表で指定する試験機関によって実施されたもの）
- (7) 環境汚染防止等の規制に関する説明書
- (8) 廃棄物の処理方法に関する説明書
- (9) 他の者が所有する毒性データ、効力試験データ等を利用して申請する場合は、所有者の使用承諾書。
- (10) 申請者の会社概要及び品質管理体制等。
- (11) その他、会長が認定を検討するために必要とする資料。

(保存性能及び安全性の審査)

第4条 会長は、第3条の規定により申請された製品（以下「認定申請品」という。）に係る保存性能及び安全性の審査は、公益財団法人日本住宅・木材技術センター（以下「住木センター」という。）に依頼するものとする。

2. 住木センターへの具体的な審査申請手続きは、本協会、または、公益社団法人日本しろあり対策協会に事務所を置く、審査事務局に委託する事とし、具体的な手続きは別途定める。

(認定)

第5条 会長は、第3条第3項の内容及び第4条の審査結果について認定委員会に意見を求め、これに基づき理事会へ諮り、認定申請品の認定の可否を決定する。

2. 前項の規定により認定した製品（以下「認定品」という）は、本協会に登録し、認定証（別記様式2、英文認定書にあっては別記様式3）を交付する。
3. 認定の有効期間は、当該認定日より3ヶ年以内とし、会長が定める日（有効期限）迄とする。
4. 会長は、認定した木材保存剤等は、本協会ホームページ及び機関誌などで、認定品である旨を公表する。
5. 認定委員会は、原則、毎年4月、8月、12月、2月に開催し、審査結果を会長に速やかに報告する。

(認定の登録更新)

第6条 認定品の登録の有効期間を更新する場合は、認定登録更新申請書（別紙様式2）により、審査事務局に申請する。

2. 申請手続きは、第3条第2項の規定を準用する。
3. 前回の認定（新規、更新及び変更）登録以降、第3条第2項及び第3項に一切の変更が無い旨を記載した確認書。
4. 有効な認定証書の写し。
5. 他に必要とする資料がある場合は、会長が指定し提出を求めることができるものとする。
6. 会長は、本条に係る認定の更新可否の審査は、認定委員会に付託する。
7. 会長は、前項の審査結果に基づき、認定の可否を速やかに決定する。

8. 認定が更新された木材保存剤等については、第5条第2項から第4項までの規定を準用して行う。

(変更申請)

第7条 認定を受けた者は、第3条第2項第4号の事項を変更する場合は、認定登録変更申請書(別紙様式3)により改めて、会長の認定を受けなければならない。この場合の手続きは、第3条から第5条までの規定の内、必要とする項目を準用することとし、その項目は会長が指定する。

尚、申請は、審査事務局に行うものとする。

2. 会長は、申請書受理後、速やかに認定委員会委員長に申請内容について調査させ、その可否を申請者に通知する。

3. 変更申請により認定登録を受けた木材保存剤等の有効期間は、変更前製品の有効期間までとする。

(変更届)

第8条 認定品の第3条第2項第1号から第3号及び第5号、第6号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく認定登録変更届書(別紙様式4)を会長に提出する。

尚、届出は、本協会事務局に行うものとする。

2. 会長は、届出書受理後、速やかに認定委員会委員長に変更内容について調査させ、その可否を届出者に通知する。

3. 届出者は、変更届が承認された場合は、速やかに当該品の認定証の書換えを申請書(別紙様式5)により申請すること。

(認定製品の表示)

第9条 認定を受けた者は、認定品に別に定める方法により、認定品である旨を適切に表示しなければならない。

(認定の取り消し)

第10条 会長は、認定を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、速やかに認定委員会に意見を求め、この意見に基づき理事会へ諮り、該当品の認定を取り消すことができるものとする。

但し、第1号に該当する場合は、本条に諮らず、取り消すことができる。

(1) 認定の取り消しを申請したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により認定を受けたことが判明したとき

(3) 認定品と偽り供給する等のほか、関連する業務に関し不誠実な行為があったとき

(4) 第3条第1項に抵触する行為があったとき

2. 会長は認定を取り消したときは、認定を受けた者に、認定を取り消した理由を付してその旨を通知するとともに、速やかにこれを公表するものとする。この場合において、第5条第4項の規定を準用する。

(報告及び調査)

第11条 会長は、認定に関し調査する事が必要と認められるときは、認定を申請した者又は認定を受けた者に対し、報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

なお、認定を行った木材保存剤等については、必要に応じて調査を行うことができるものとする。

(認定登録料)

第12条 認定（更新、変更を含む）登録料は、本会が別に定める手数料規程による費用を添えて申請しなければならない。

(認定品の普及の促進)

第13条 会長は、認定品の普及に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(規程の改廃)

第14条 本規程の改廃は、事務局が起案し、認定委員会、企画運営委員会で審議し理事会の承認を得て会長が決裁するものとする。

(その他)

第15条 この規程を実施するために必要な事項については、別に会長が定めるものとする。

(保存性能及び安全性の審査手続きについて)

第16条 本規定第4条第2項で規定する別途定める手続きは、審査事務局との間で「審査申請手続き委託契約書」を締結して行うこととする。

(附 則)

1. この規程は、昭和54年6月1日から施行する。
2. この規程は、昭和60年4月1日から施行する。
3. この規程は、平成9年1月24日から施行する。
4. この規程は、平成10年1月27日から施行する。
5. この規程は、平成19年1月31日から施行する。
6. この規程は、平成20年4月30日から施行する。
7. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
8. この規程は、平成26年5月12日から施行する。